

なかしべつちょうしゃきょう

**中標津町社協**

せいねんこうけん

けんりょうご

# 成年後見・権利擁護センター



「中標津町社協成年後見・権利擁護センター」では、判断能力の不安から成年後見制度を利用したくても、金銭的負担や親族の不在等の理由から後見人等の候補者を見つけることが難しい方を対象として、財産管理や身上監護といった支援により本人の権利や財産を護ります。

また、判断能力に不安を感じ始めた場合に、日常生活自立支援事業の活用によって日常的な金銭管理や福祉サービス利用援助といった支援を行います。



社会福祉法人 **中標津町社会福祉協議会**

# なかしべつちょうしゃきょうせいねんこうけん けんりょうご りょう なが 中標津町社協成年後見・権利擁護センター利用の流れ

## 法定後見制度

### 相談

社会福祉協議会が法人として成年後見受任を希望する方はもちろん、その他成年後見に関するについてご相談をお受けします。

相談では、本人の判断能力、日常生活や経済状況をお聞きし、どのような支援を希望されているのが整理します。また、申立人と成年後見人等について誰になってもらいたいのか検討します。

### 申立て

申立人が家庭裁判所に申し立てます。

申立てには申立てに関する書類一式と手数料等の費用が必要となります。

#### 申立てにかかる費用の目安額

収入印紙 800円  
 登記印紙 2,600円  
 郵便切手 裁判所と連絡分  
 診断書 医療機関ごと  
 鑑定料 5万円程度  
 その他証明書発行などの費用

### 審理、審判

申立てを受けて、家庭裁判所が本人、申立人、候補者から聞き取りを行った上で類型や成年後見人等の選任を決定し、審判の内容は法務局に登録されます。

法定後見人に支払う報酬は本人の支払い能力に応じて家庭裁判所が決定します。

### 後見開始

審判結果が本人と後見人等に通知され、後見が開始されます（申立てから審判まで2ヶ月～3ヶ月必要となります）。

ここから後見人の業務が始まり、社会福祉協議会は法人後見人として財産管理や身上監護等の支援を行うことになります。



#### 主な支援内容

##### ①財産管理

本人の資産や負債、収入支出の内容を把握して本人のために必要な支出を計画に沿って行います。

##### ②身上監護

福祉サービスの契約や医師から治療法の説明を受ける時の同席など本人の療養看護に関して支援します。

※成年後見人等は賃貸物件契約の保証人、入院、施設入所の身元保証人になることはできず、手術の同意もできません。また、食事の準備など直接介護サービスを行うものでもありません。

## 日常生活自立支援事業

### 相談

日常生活自立支援事業に関してご相談をお受けします。

相談では事業の内容の説明を行い、本人の生活の状況をお聞きして、どのような支援を希望されているのが整理します。

日常生活自立支援事業は契約を結び利用していただくサービスなので、契約内容について理解いただける判断能力が必要となります。

### 利用契約

本人などから事業利用について相談をお受けした後、日常生活支援専門員が訪問し、事業の詳しい説明のうえ、事業契約の意思確認を行います。

その上で本人の生活状況に合った生活支援計画を作成し、利用契約を結びます。



### サービス提供

利用契約を結んだ後、生活支援計画に基づいた実際のサービスは生活支援員が行います。

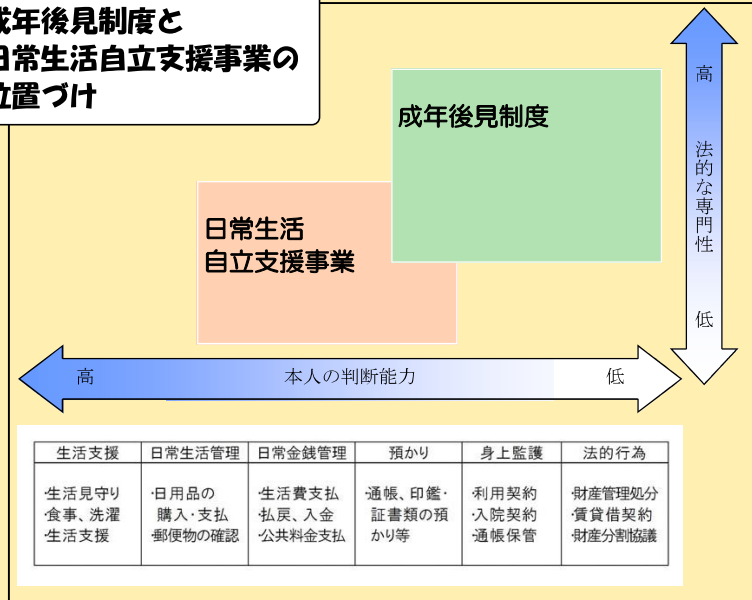
#### 主なサービス内容

①福祉サービスの利用援助  
 福祉サービスの情報提供、手続き援助、利用料支払いなど

②日常的な金銭管理サービス  
 日常生活費の預金引き出しや医療費、公共料金の支払いなど

③書類等の預かりサービス  
 預貯金通帳、印鑑などの保管

### 成年後見制度と日常生活自立支援事業の位置づけ



## 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害）によって判断能力が十分ではない方が不利益を被らないように、本人の権利を護る支援を行う制度です。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度は判断能力が不十分な方のためのものです。家庭裁判所に申立て、本人に代わって契約や財産管理などを行う後見人等を家庭裁判所が選びます。本人の判断能力の状態によって、後見、保佐、補助の3つがあります。

任意後見制度は判断能力が十分のうちあらかじめ本人が後見人等を決めておくものとなっています。

## 日常生活自立支援事業とは

判断能力が十分でないために、適切な福祉サービスを受けることができない、そのような方のために、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行い、地域で自立した生活が送られるように支援するのが「日常生活自立支援事業」です。



社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会

### 中標津町社協成年後見・権利擁護センター

〒086-1110

中標津町西10条南9丁目1番地4

中標津町総合福祉センター（プラット）

**電話 0153-79-1231**

**FAX 0153-79-1233**

<http://www.nakashibetsu.jp/shakyoHP/index.htm>

平成24年6月6日作成